

第5回 焼津市総合計画等審議会 会議録

1 開催日時 平成29年7月3日(月) 午後1時55分～3時30分

2 開催場所 焼津市役所会議室棟203号室

3 公開可否 可

4 傍聴者 なし

5 出席者 焼津市総合計画等審議会委員11名

日詰 一幸 (静岡大学人文社会科学部教授)
川口 良子 (合同会社デザイン・アープ代表社員)
奥川 重子 (焼津市教育委員会教育委員)
山本 朋美 (焼津市社会教育委員会社会教育委員)
服部 敬子 (焼津市社会福祉協議会地域づくり課長)
松永 喜一郎 (焼津漁業協同組合専務理事)
櫻井 博章 (大井川農業協同組合焼津統括本部長)
岩崎 四郎 (焼津市自治会連合会副会長)
紅林 新太 (市民公募委員)
加藤 與志男 (市民公募委員)
法月 寛子 (市民公募委員)
(事務局)
内山 喜久一 (総合政策部長)
飯塚 真也 (政策企画課長)
藤野 大 (政策企画課主幹)
天野 勝之 (政策企画課)
高田 和明 (政策企画課)
鈴木 展明 (政策企画課)

6 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 第6次総合計画基本計画策定状況の中間報告

(2) 第4次国土利用計画策定状況の中間報告

4 閉 会

7 内 容

(1) 開会

○事務局 皆様こんにちは。

お時間前ですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第5回焼津市総合計画等審議会を開催いたします。

なお、本日ですが、久野委員、川村委員、蒔田委員、山村委員の4名が欠席ということで連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速始めます。

会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○会長 皆様こんにちは。

大変暑くなりまして、一昨日あたりからだんだん気温も上がっています。きょうも33度ぐらい行ってるんでしょうかね。そんな行ってないかな。30度ぐらいですか。それにしても、急に暑くなったものですから面食らっているところですけども、また昨日は都議選で大分ヒートアップしたみたいなんですけど、まあいろいろなことがございますね。

焼津市総合計画の審議会のほうも、昨年度は、将来都市像についていろいろと皆様のご意見をいただきまして、そちらはまとまってまいりました。いよいよ文言を入れた総合計画の本体のほうのつくり込みに入っていくわけでありますが、今日は総論の部分ということになりますけれども、皆様のいろいろなご感想や、あるいは率直なご意見をいただきまして、この総合計画をよりよいものにできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

これより議事となります。

議長につきましては、審議会条例に基づき会長に務めていただくこととなりますので、会長、よろしくお願い致します。

○会長 それでは、お手元の次第に基づきまして議事を進めてまいりますが、議事に入る前に、当審議会は、市の内部規程に基づいて原則公開することになっておりますので、その旨ご承知おきいただきたいと思えます。

また、会議録につきましても、個人情報を除きまして公開をしておりますので、そ

の点もご承知いただきたいと思います。

それでは初めに、1つ目の、第6次総合計画基本計画策定状況の中間報告をしていただきたいと思います。

では、事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局 説明を始める前に、お配りした資料の確認をさせていただきたいと思います。

(資 料 確 認)

○事務局 なお、大変恐縮ですが、この総合計画(素案)という資料につきましては、まだ役所の中でオーソライズされてないものがありますので、非公開ということで、この審議会の中での検討でお使いになっていただきたいと思いますと考えています。今日は回収ということでご協力をお願いしたいと思います。それ以外のものは配付をさせていただきます。

それでは初めに、総合計画の策定状況の中間報告ということで、ご説明をいたします。資料のほうは、資料2-1の素案をごらんいただきたいと思います。

めくっていただきまして、右側の3ページとなりますが、そこに目次を振ってあります。新しい総合計画の構成につきましては、大きく3つの編成で検討を進めております。

まず1点目が、一番上に第1編として「総論」の部分です。

総論の部分は、基本的な事項となりまして、この総合計画の目的とか役割などを記載します。それから、市の概況ということで、現状をまとめたものを記載します。それから最後に、「社会情勢の変化とまちづくりの課題」ということで、大枠的にまとめたものを、この総論の部分としてまとめております。

次が2つ目です。「基本構想」ということで、こちらのほうは、先ほど会長のほうからご案内がありましたけど、これはもう既に昨年度中に検討を終えている部分となります。

そして3つ目ですが、第3編として、これはまだ仮置きなんですけど、「焼津未来共創プラン2018」ということで、これが基本計画になるプランです。一般的には、「基本計画」という名称をつけるんですが、この第6次総合計画では、「プラン」ということで、名称を考えております。

この3編については、具体的な施策になりますので、現在庁内で内容の検討を始めているところがございます。ですので、今日の説明につきましては、主に第1編の総論。全体の総合計画の考え方、あるいは方向性についてご説明をいたします。

聞いていただく中で、審議委員さんに中間的なご意見をいただきたいと思いますのは、まず、将

来都市像が先にでき上がっていますので、その部分と矛盾が生じていないかどうかといった点や、それから、これから具体的な施策の内容を検討していきますので、その検討に当たっての前提条件になってくると思いますので、そこに着目していただいて、中間の意見をいただけると幸いですと考えております。

それでは、めくっていただきまして、5ページ目をごらんいただきたいと思います。

第1編「総論」の部分の第1章でございます。

まず、この総合計画の趣旨となります。

この趣旨につきましては、まず前提の条件として、本市を取り巻く社会情勢は、全国の地方都市と同様に、人口減少、それから少子高齢化の進行、情報化社会の進展、大規模自然災害などの不測の事態への備えなどにより、大きく変化しています。このような社会情勢の変化を適確に捉えるとともに、スピード感を持って対応できる柔軟な市政運営が必要となっております。

また、先人が築き上げた歴史・文化を大事につなげ、本市が持つ豊かな地域資源を磨き、活用・連携・循環させることにより、新たな魅力を創造し、地域として成長し続けていくことが必要です。

このため、将来的な社会構造の変化の視点に立ち、長期的・戦略的なビジョンとして、本市が目指すべき将来像（将来都市像）や目標を見直し、その実現に向けて、市民や事業者、行政が相互連携のもとで、より魅力あるまちづくりを進めるため、第6次焼津市総合計画を策定しました。

というふうに、現時点ではまとめております。

第2章「計画の役割」でございます。役割については4本柱で考えております。

なお、こちらの役割については、第5次総合計画でも同じような記載をさせていただいているところがございますので、大きくは変えておりません。

内容のほうは省略させていただきますので、柱だけご説明いたします。1点目が、まちづくりの指針となるものであるということでございます。それから2つ目が、行政の経営の指針となるものであるということでございます。そして、市の最上位計画としての指針であるということでございます。それから最後ですけど、他の機関に尊重されるべき指針であるということでございます。4つの役割があるということ記載をさせていただく考えでございます。

めくっていただきまして、6ページ目をごらんいただきたいと思います。

6 ページ目は、第3章として「計画の構成と期間」でございます。この計画につきましては、既に策定方針でも決まっておりますが、基本構想、基本計画、そして実施計画で構成をします。なお、この総合計画にまとめる部分は、基本構想と基本計画の部分でございます。

まず基本構想につきましては、これはこれまでの審議会のほうでもご案内をさせていただきましたが、長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念と、将来都市像を定めたものであります。

その計画期間につきましては、市民意識や大きな社会情勢の変化等により、将来都市像そのものの考えを変える必要が生じた場合には見直すことができることとし、具体的には計画期間は明示しないということでございます。

それから2つ目の基本計画です。基本計画につきましては、基本構想の実現に向けた行政活動の基本となる政策・施策を体系的に示すとともに、施策の方向性を定めたものでございます。

全体の計画期間は8年間とし、4年ごとに見直しを行いません。これについては、これまでご説明をしましたが、市長任期に合わせて総合計画を見直すという計画期間で考えております。

最後の実施計画です。

実施計画については、基本計画で定めた施策を実現するための具体的な手段として、事業計画を策定するものでございます。焼津市の中には約1,000本近くの事務事業がございます。これが手段としての実施計画になる部分でございます。

なお、この実施計画については、毎年度PDCAサイクルに基づいて見直しを行なっていきます。

そして、7ページ目をごらんください。

まず、その総合計画の進行管理につきましては、これまでも焼津市では行なっておりますが、行政評価、いわゆるPDCAサイクルに基づいて、毎年度振り返り、そして翌年度に向けたチェック・アクションをしていくという形で進行管理を行なっていきます。そういったことをこの7ページに簡単にまとめをさせていただいております。

次に、8ページ目をごらんいただきたいと思います。

ここからは、第5章として、「本市の概況」ということで、現状をまとめているものでございます。

まず第1節としましては、「位置・地勢」です。これは、一般的に市の紹介をするに当たってまとめてあるところとそんなに大きくは違いがありませんが、少し読ませていただきます。

本市は静岡県の中央部に位置し、北は遠く世界遺産の富士山を望み、高草山、花沢山などの丘陵部を境に県都静岡市に接し、東に駿河湾を望み、西南には一望に広がる大井川流域の志太平野で、西に藤枝市、大井川を挟んで吉田町と島田市に接しています。

東京からは西へ約193キロ、名古屋からは東へ約173キロ、京浜・中京のほぼ中間に位置しております。

そして、その玄関口として、JR東海道本線に、焼津駅、それから西焼津駅の2駅。東名高速道路には、焼津インターチェンジ、それから供用開始されました大井川焼津藤枝スマートインターチェンジがあります。また、富士山静岡空港からは市域のほとんどが20キロ圏内に位置しております。

また、水産業を起点に発展した本市は、国の水産業の振興上、特に重要な漁港として、特定第3種漁港の焼津漁港と、地方港湾として県内唯一の市営港湾の大井川港を有しています。陸・海・空ともに交通輸送の利便性にすぐれた地域であります。

年間平均気温は16.5度。冬期の積雪もまれな温暖な気候で、面積は70.31平方キロメートル。北部山間部を除き平坦な区域にあり、1年を通して過ごしやすい地域にあります。これは、中に住んでいる方、それから外の方からも、「焼津は非常に住みやすいところですよ」というのがわかるような位置、それから地勢の文言でまとめをさせていただいております。

それから9ページ目です。

第2節としましては、「歴史・文化」です。今回の将来都市像は、「やさしさ 愛しさ いいもの『いっぱい』 世界へ広げる 水産文化都市 Y A I Z U」でございます。そういった観点から、ここの「歴史・文化」につきましては、この漁業を起点に発展した町であるということで、歴史上のことをまとめております。

まず、焼津の地名は古事記や日本書紀に登場すると。ヤマトタケルノミコトが東夷征伐の途中、天叢雲剣（あまのむらくものつるぎ）で草をなぎ払い、火をかけて賊を滅ぼした地名に由来しているということでございます。これは万葉集に出てくるということです。

そして「江戸時代」でございますが、江戸時代に入りますと、新田開発が進み、農業

が盛んになる一方、河口港を利用した廻船業が発達しました。これは、徳川家康が焼津から久能に、かつお漁船に乗って出帆された折、航海を急いでいたために速度を上げるよう命じたときに、困惑した漁夫が、禁止されている八丁櫓でこぐほかの手だてが見つからず、これを機に、大御所のお墨付きをもらい焼津の船だけが八丁櫓を認められました。これにより、伊豆の沖合まで漁場が広がりました。

「明治時代」。明治時代になると、焼津で最初の動力船が進水され、操業区域が八丈島までに拡大し、飛躍的な漁獲を得たため、これ以降、漁船は競って大型船、鋼船へと更新されていきました。

また、東海道本線が開通し、焼津駅が開設されると、それまでの海路中心の輸送が一変し、農水産物の商圏が拡大され、生産地として繁栄するようになりました。これにより、焼津から漁業を起点とするさまざまな産業が広がっていきました。

明治時代の文豪ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）は、晩年を含む6年間、焼津で夏を過ごし、「焼津にて」「漂流」など、当地にまつわる作品を残しています。滞在した乙吉の家のあった浜通りは、現在「八雲通り」の愛称で呼ばれ、市内には小泉八雲ゆかりの地も多く点在しています。

「昭和時代」。昭和に入ると、焼津漁港の修築整備が開始され、焼津漁港の拡充、外港建設、新港建設へと継続され、遠洋漁業の発達とともに、水産加工業も著しく発展しました。

また、大井川河口左岸を掘り込んで築造した大井川港が完成し、県内唯一となる市営の物流港として、地域の経済の発展に寄与しています。

さらに、焼津漁港、大井川港は、東名高速道路の開通がさらに拍車をかけ、大きく発展してきました。

こうして焼津は、文字どおり、世界の海を股にかけて活躍する全国屈指の漁業の町となりましたという形で、歴史・文化的なことのまとめをさせていただきました。

次に、第3節「人口」でございます。

まず1として、「総人口・世帯の推移」です。これはあくまでも現状の数字でございます。

本市の総人口は、昭和35年以降増加傾向にありました。平成22年をピークに減少に転じ、平成27年では13万9,462人となっています。世帯数は昭和35年から上昇し続けており、平成27年では5万648世帯となっています。世帯人員は昭和35年より減少し続け、

平成27年には2.75人／世帯となっています。下にそのグラフを掲載しております。

右側へ移りまして、11ページ。

2の「年齢階層別人口の推移」でございます。

年齢階層別から見た人口推移では、15歳未満の年少人口は、昭和55年以降減少傾向が続いています。同様に、15歳から64歳未満の生産年齢人口は、平成7年をピークに減少に転じています。65歳以上の老年人口は、昭和35年以降増加傾向が続いています。

年齢階層別の構成比の推移を見ると、年少人口は昭和35年以降減少傾向が続いています。生産年齢人口は平成7年まで増加傾向にありましたが、それ以降減少し、平成27年時点で58.9%まで低下しています。高齢者人口は昭和35年から増加傾向にあり、平成27年時点で27.8%となり、4人に1人が高齢者という状況になっています。

次をめくっていただきます。12ページです。

「人口動態」です。ここは自然動態、それから社会動態の現状です。

人口動態の推移では、出生・死亡による人口増減の自然動態は、出生数が減少傾向にあり、死亡者数は増加が続いています。自然増減は、平成18年の203人をピークに減少傾向にあり、平成22年から、高齢化に伴い、出生数が死亡数が下回る自然減の状況にあります。

転入・転出による人口増減の社会動態は、転入者数は平成23年と平成24年で減少傾向にありましたが、平成25年からは増加傾向にあります。また、転出者数は、平成24年と平成25年で増加傾向にありましたが、平成26年からは減少傾向にあります。

そして右側、13ページ。

「人口流動」。これは流出・流入の現状でございます。

通勤・通学している従業地、通学地による人口の流出入の推移では、平成2年以降、流出人口が流入人口を上回る流出超過が続いており、流出超過1,000人前後でこれまでも推移しています。

昼間人口を夜間人口で割った昼夜間人口比率は、平成2年の91.9%から、平成22年には94.3%と微増しております。

めくっていただきまして、14ページ目です。

「合計特殊出生率の推移」でございます。

直近の平成20年から平成24年における合計特殊出生率は1.54で、静岡県の平均をやや上回る水準となっています。

15ページ、「市民意識調査」でございます。

市では、総合計画の進捗を把握する目的で、毎年18歳以上の市民3,000人を無作為抽出してアンケートを行なっております。平成24年度から平成28年度までに実施した調査結果のうち、焼津の暮らしやすさについての市民意識調査の推移をここに掲載をいたしました。

まず、「焼津市は暮らしやすい」と答えた市民の割合。全体の現状でございます。「焼津市は暮らしやすい」と答えた市民全体の割合は65%前後であり、横ばいで推移しています。

また、「焼津市は暮らしやすい」と答えた市民の割合。10代から40代を抜粋したものの現状です。10代から40代の若い世代では、10代、20代、30代が、平成27年度から低下傾向にありますという状況でございます。

ここまでが一般的な現状的で、主に人口につきまして、ここにデータとして掲載をさせていただきます。

次に、ここからが、これからの新しい総合計画の基本計画、それから、先ほどもお願いしましたが、将来都市像関連の矛盾点などをご検討いただくところでの、全体的なまちづくりの考え方でございます。こちらを読ませていただきます。

第6章「社会情勢の変化とまちづくりの課題」でございます。

1「人口減少、少子・高齢化への対応」でございます。

我が国の総人口は、少子高齢化の進行により、長期にわたって減少が続く見通しとなっており、本市においても、全国の地方都市と同様に減少が続くものと予測されています。

人口減少、少子高齢化の進行は、労働力や地域活力の低下、年金や医療費、介護費などの社会保障費の増加、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化や共働き世帯の増加など、世帯構成にも変化が見られるとともに、空き家の増加など、人々の暮らしや地域社会に与える影響が懸念されています。

こうした中で、本市においては、これまでも子育て政策や教育を重点施策に設定し、各種事業に取り組んでいますが、今後も急速に進む少子高齢化に対応するため、少子化の進行については地域全体で結婚と子育てを支える環境づくりに取り組むとともに、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

高齢化の進行については、市民の誰もが住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の

最後まで続けることができるよう、健康維持と切れ目のない医療や介護を提供するとともに、地域の見守り、支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

また、若い世代がやりがいを持てる雇用の場の創出や就労環境の充実を図るとともに、若者の活躍を支援し、本市への定住・移住を促進する必要があるとまとめました。

2 「地域産業のさらなる成長」でございます。

我が国の経済は、雇用・所得の環境の改善や海外経済の穏やかな回復を背景に、好循環が拡大しつつあるとされており、静岡県景気についても、穏やかに回復しつつあるとされています。

しかし、本格的な人口減少社会が進行し、労働力不足や生産縮小などの問題に直面しており、これには新たな成長産業の創出・拡大や、人材強化、労働力不足の克服などが課題とされています。

また、経済のグローバル化の進展によって、企業の海外進出や外国資本の国内市場への参入などが進み、世界との結びつきが緊密化しています。

こうした中、本市の製造業を主力とする中小企業・小規模事業者では、依然として生産コストの低減や販路拡大などの課題を抱えています。

また、少子高齢化に対応するためにも、若い世代がU・Iターンにより市内において働くことができる場の創出が必要となっています。

このため、本市の強みである豊富な地域資源を生かす企業誘致の推進や人材の呼び込み、地域に根差した各種地場産業のさらなる成長を図るため、海外市場も視野に入れた地場製品の創出や販路拡大などの施策に戦略的に取り組む必要があります。

また、地域産業を担う人材を確保するためには、若い世代はもとより、女性やシニア世代が柔軟な働き方ができるような環境づくりを進める必要がありますとまとめております。

3 「地域資源の市内外への発信」でございます。

人口減少、少子高齢化の進行、地方分権や国際化の進展などを背景に、定住・移住人口の促進や企業誘致等を図るための都市間競争が一段と激しさを増しています。このため、地域のイメージを高め知名度を向上させるシティーセールスの取り組みが広がっています。本市は、水産業を起点とするさまざまな産業の広まり、生活の利便性や、歴史・伝統・食文化、スポーツなど、多彩な地域資源を生かしながら発展した都市です。こうした豊富な地域資源をさらに磨き上げ、焼津一押しのブランドを創出するとともに、こ

れらを市内外、広くは世界へ発信し、観光客などの交流人口や定住・移住人口の増加、企業誘致等を推進するため、積極的なシティーセールスに取り組む必要があります。

我が国では、平成25年6月に、富士山がユネスコの世界文化遺産登録に、同年12月には、和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、これを機に世界中から外国人観光客が訪れるとともに、日本の和食文化が世界に広まっています。

また、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックという、世界が注目するスポーツイベントが開催されます。いずれも県内において大会会場の一角を担うこととなっており、世界中から多くの観光客が訪れることとなります。

こうした中、本市においては、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致に取り組むこととしており、スポーツ振興と地域資源の魅力発信の両輪により、交流人口の増大と国際交流の促進を図っていきます。

2年連続で開催される、世界が注目するスポーツイベントを大きなチャンスとして、本市が持つ豊富な地域資源を世界へ広げるためには、官民連携のもと、オール焼津で事業を推進する必要がありますとまとめております。

4「安全・安心意識の高まり」でございます。

近年では、国内外において、地震、津波や異常気象による豪雨、洪水などの大規模な自然災害が発生しており、静岡県においては、特に南海トラフ沖で発生が予測される巨大地震が指摘されています。

こうした中で、本市においては、地震、津波対策を重点課題とし、これまでも災害に強いまちづくりに全力で取り組んできました。今後も、いつどこで起こるかわからない自然災害への備えとして、地震、津波対策を一層進めるとともに、集中豪雨や台風等の水害対策を進め、自然災害に対する総合的な防災力の向上と危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

また、国や県、市による公助だけではなく、地域や市民一人一人の自助・共助の取り組みを推進し、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

市民の日常生活においては、交通事故、インターネットを悪用した犯罪や高齢者を狙った詐欺など、犯罪の手口が複雑かつ巧みになっており、交通事故に遭わない、起こさないための交通安全対策や、犯罪に遭わないための防犯対策の強化が必要だとまとめております。

めくっていただきまして、18ページをごらんください。

5 「環境問題への対応」でございます。

地球温暖化や生物多様性の減退、水資源の枯渇化などの地球規模の環境問題に対する環境政策は、世界共通の課題となっています。特に我が国では、環境負荷の軽減を目的とした取り組みや製品の普及により、環境問題の意識や関心が高まっており、低炭素社会や循環型社会の形成、自然環境の保全・再生などの活動が活発化しています。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの活用が求められています。

本市においては、焼津市環境基本条例の規定に基づき、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めていくための指針として、焼津市環境基本計画を策定し、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしながら環境施策の推進に取り組んできました。今後も、限りある資源を次世代へと引き継いでいくために、環境の保全や創造に関する施策を、市民や事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して実施していく必要があります。

6 「高度情報化社会の進展」です。

近年、インターネットやスマートフォン、SNSの普及、ビッグデータの活用、ロボット化の普及、IoT、AIを初めとした情報通信技術（ICT）の進展は、産業の活性化や企業のビジネスモデルの構築など、社会全体に大きな影響を与えています。このように、情報通信技術の発達は、産業分野だけでなく、医療や福祉、教育等の分野への活用が期待されており、私たちの働き方や生活を大きく変革する可能性を秘めています。

本市においては、焼津市情報化推進計画に基づき、電子市役所の実現、行政情報化及び地域情報化の推進など、焼津市の情報化施策に取り組んでいますが、今後は人口減少、少子高齢化に対応し、地域経済の成長に寄与するため、情報通信技術（ICT）の活用をさらに推進する必要があります。

19ページでございます。

7 「市民活動の活発化と協働の推進」でございます。

地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、住民に身近な行政は、その地方公共団体において、主体性を持った特色あるまちづくりに取り組むとともに、市民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にした中で、地域の諸課題を解決する仕組みが求められています。

本市においては、平成26年10月に焼津市自治基本条例を制定し、地域の特性を生かし

た行政運営や、市民参加、市民・議会・行政の協働によるまちづくりを進めています。今後、人口減少、少子・高齢化の進行による地域活力の低下、これらに起因される行政ニーズが多様化することが予測される中で、これらの全てを行政が担う公共サービスは困難であることから、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら相互に連携する、協働によるまちづくりの推進が一層必要となっています。

最後、8「効率的な行政経営」です。

我が国の財政は、毎年度の歳出のうち、3分の1以上を借金に依存しています。すなわち、現世代のみに便益が及ぶ支出の多くを、現世代が負担することができない状態が続いています。

このため、地方都市が自立していくためには、みずからの創意工夫と責任で健全な財政運営を行なうことが求められています。

本市においては、人口減少、少子・高齢化に対応するための社会保障関連経費の増加、更新時期を一斉に迎える公共施設の更新などに対する多額の財政需要が見込まれています。

また、平成の大合併により優遇を受けている普通交付税の特例措置が平成32年度に終了し、平成33年度からは普通交付税が大幅に減額となることが推測されています。

こうした中で、総合計画を実現していくためには、事業効果を検証するとともに、限られた行政資源（人・モノ・財源）を効率的に配分し、効果的に事業を進めていくとともに、自主財源の確保対策を積極的に進め、足腰の強い財政基盤を築く必要がありますとまとめました。

これが、第6次焼津市総合計画の前提条件となります、これまでの社会情勢、トレンド、それから今後の見通しを踏まえて、本市の全体的なまちづくりの課題ということで、全部で8つの柱に分けて整理をさせていただいたものでございます。

大変説明が長くなり恐縮ですが、もう少し続けさせていただきます。

20ページをごらんください。

ここからは基本構想の部分となります。これまでに説明した内容を、21ページに基本理念としてまとめております。

めくっていただきまして、22ページをごらんください。

この将来都市像は、大きな社会情勢等の変化があれば、見直しができるということで、計画期間は明示しないということが方針として決まっております。そうしたことから、

この将来都市像がどのように誕生したのかということ、簡単にではありますが、上のほうでまとめております。

第6次焼津市総合計画の将来都市像は、未来の焼津市がこんなまちになったらいい、そんな「希望的な未来」、人口減少、少子・高齢化という、既に起こっている「現実的な未来」、現在世界中で起きているさまざまな先駆的な事象から未来の変化を読む「潜在的な未来」を掛け合わせて、市が将来目指すべき都市の姿を検討したものです。

そして、将来都市像は、多くの市民の皆様のみちづくりへの思いや希望を乗せた意見を集約し、47名の市民会議委員が延べ8回もの会議を行なって市民会議の将来都市像案を生み出し、これをもとに審議会の中間意見や庁内での検討を経て誕生しましたということで、これまでの足跡という形で簡単にまとめをさせていただきました。

あとは、これまでにお示ししている資料をここに挟み込ませていただきまして、23ページに都市像とこの都市像に込められている内容ということで整理をしております。

なお、前回の審議会の中で、加藤委員のほうからこのかぎ括弧のご指摘がございました。持ち帰って庁内で検討させていただきました。結論から言いますと、括弧は取りません。やはり加藤委員からご指摘いただきました日本工業規格、J I S、ここを読むと、この横書きでの括弧は、いろいろ使い分けがあるということがわかりましたので、結論から言うと、このかぎ括弧は取る方向で進めさせていただきたいと考えております。

めくっていただきまして、24ページをごらんください。

24ページは、この都市像を実現していくための将来の人口の目標になります。人口の目標につきましては、焼津市の総合戦略というものがございまして、そこに人口ビジョンが掲載されています。そこに焼津市が将来目標としている人口目標が掲載してありますので、その総合戦略と整合をとるということで、ここには総合戦略で掲げた将来推計人口を掲載させていただいております。

次に、26ページをごらんください。

ここからが基本計画となります。基本計画の名称は、仮置きということで「焼津未来共創プラン2018」とさせていただきます。

ここに、第1節で策定の目的が書いてありますが、仮置きしてあります「焼津未来共創プラン2018」は、将来都市像を実現するための基本計画として策定し、まちづくりの基本方向を示す政策と、それを具体化するための施策を体系的に示すとともに、施策ごとに具体的な目的、目標、方針などをまとめたものですということでございます。

具体的な、「焼津未来共創プラン2018」にまとめる計画の内容は、この表の中にあるとおりでございます。具体的な施策の目的、現状と課題、施策の方針、そして基本事業、成果指標、それから市民と行政の役割分担、そして関連する個別計画というような内容で記載を考えております。

そして、全体の政策の部分の方向性ですが、この素案の次に、体系の1枚紙、資料2-2があるかと思っておりますので、そちらもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、前回簡単にご案内させていただいているところもありますが、この将来都市像「やさしさ 愛しさ いいもの『いっぱい』 世界へ広げる 水産文化都市 Y A I Z U」を実現するために、基本計画の部分として政策・施策をまとめます。

その政策については、4つの基本柱で検討しております。

1点目が、「子ども・教育」の分野でございます。

その政策目標としましては、「子どもがいきいきと輝きみんな教育・子育てを支えるまちづくり」としております。

目指す姿は、体系のほうに小さい字で載っています。対象は子ども——子どもは0から18歳です。子ども、保護者、それから市民が対象で、それぞれが一人一人主役となり輝く未来を育てている。これがこの政策の目指す姿ということで、大枠的にまとめております。

具体的には、素案の27ページをごらんください。

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、生き生きと成長することができるよう、遊びや自然、科学などの体験、地域社会とのかかわりの中で未来を切り開く力をみずからつけることができる環境づくりを進めます。子どもたちの学力や、運動、食事などの正しい生活習慣を身につける教育を推進するとともに、その環境の充実を図ります。

若い世代の家庭を持つ希望や、子どもを産み育てたい希望をかなえるため、結婚、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない子育て支援の推進に取り組みます。

市民一人一人が生涯を通じた学習に取り組むとともに、家庭、学校、企業、NPO、地域及び行政が相互に連携・協力しながら、少子高齢化社会や人権教育、青少年健全育成などの社会的な課題に対応した学習等を推進し、家庭や地域において育てる力の再構築に取り組みますというのが、この大きな政策目標であります「子どもがいきいきと輝きみんな教育・子育てを支えるまちづくり」の基本的な考え方と構成でございます。

次に、2番です。「観光・文化・産業」の分野です。

政策目標は、「産業の発展と交流でにぎわうまちづくり」としております。

目指す姿としましては、対象が市民と事業者でございます。市民・事業者が豊かな地域資源を活用し、人・モノの交流を広げているといったものが目指す姿でございます。

その考え方や方向性につきましては、27ページをごらんください。

基幹産業である水産業をはじめ、農林業、商工業の既存産業のさらなる成長に向けた支援や、地域資源を活用した創業支援、若者や女性、シニアなど、さまざまな人の活躍を応援し、働く環境や仕事づくりを進めます。

焼津漁港や大井川港、焼津駅や西焼津駅、東名焼津インターチェンジや大井川焼津藤枝スマートインターチェンジなどの玄関口を生かし、新たな交流拠点の整備や企業誘致を推進するとともに、本市のさまざまな産業、生活の利便性や歴史、伝統、食文化、スポーツなどの多彩な地域資源を磨き上げ、焼津イチオシのブランドを創造し、これらを市内外、広くは世界へ情報発信することで、雇用の創出と観光客などの交流人口の増大を図りますという考えと方向性でございます。

3つ目は「保健・福祉」の分野でございます。

政策目標は、「共に支え合い健やかに暮らせるまちづくり」としております。

目指す姿は、市民が支え合い、健やかに暮らしているという状態です。

その主な考え方の方向性ですが、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実や、地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスが受けられる地域医療体制の充実を図り、誰もが住みなれた地域で、支え合い、健康で暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

最後です。「くらし・環境」の分野です。

政策目標は、「暮らしやすく安全で安心なまちづくり」としております。

目指す姿は、市民・市域が安全・安心で良好な生活環境の中で暮らしているということを理想の状態として掲げております。

方向性としましては、地震や集中豪雨等の自然災害に対する防災・減災対策の推進とともに、防犯や交通安全などの日常生活における対策を推進し、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

暮らしの利便性や地域経済活動の発展に向け、市民の日常生活を支える道路、橋梁、水道などの生活基盤を適切に維持するとともに、利用者需要や地域ニーズに対応した公共交通サービスの提供を推進します。

また、地球温暖化や生物多様性の減退などの環境問題への対応として、低炭素社会や循環型社会の形成、自然環境の保全・再生に努めますとまとめております。

以上がその政策方針の考え方で、さらにこれを具現化するために、23本の施策で検討を進めております。

体系をごらんください。

上から、まず政策目標であります「子どもがいきいきと輝きみんなで教育・子育てを支えるまちづくり」に関しましては、それを実現するための施策として、1つ目が「子ども支援の充実」、2つ目が「子育て支援の推進」、3つ目が「学校教育の充実」、4つ目が「生涯学習の推進」としております。

2番目の「観光・文化・産業」の分野でございますが、政策目標「産業の発展と交流でにぎわうまちづくり」に関しましては、「観光交流の振興」「文化の振興と継承」「スポーツの振興」「水産業の振興」「農林業の振興」「商工業の振興」「雇用の確保と勤労者の支援」としております。

3番目の政策目標であります「共に支え合い健やかに暮らせるまちづくり」につきましては、「健康づくりの推進」「地域医療体制の充実」「自立支援体制」の充実としております。

4番目の「暮らしやすく安全で安心なまちづくり」の政策目標に関しましては、「災害に強いまちづくり」「交通事故のないまちづくり」「犯罪のないまちづくり」「良好な住環境の実現」「道路・公共交通の充実」「安定した水道水の供給」「豊かな自然や住みよい環境づくり」「ごみの減量化と適切な処理の推進」「環境にやさしいエネルギー生活の推進」としております。

ここまで、全部で23の施策がぶら下がっております。

なお、この施策の推進に向けて検討している串刺しの推進計画としましては、この体系の一番下にありますが、「人権・平和の尊重と市民協働の推進」「効率的な行政経営」、それから「情報の共有化・情報発信の充実」としております。

これらの基本的な考えにつきましては、素案の最後のページ、31ページをごらんいただきたいと思っております。

「基本計画の推進に向けて」ということで、1番目は、「人権・平和の尊重と市民協働の推進」でございます。こちらにつきましては、3点の基本的な考え方と方向性をここにまとめております。

1点目は、全ての人の基本的人権の尊重と恒久平和を願うまちづくりを推進するため、啓発活動や市民活動への支援、教育機会及び人権に関する相談体制の充実に取り組みます。

2点目は、男女共同参画の意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、DV対策の強化等を行ない、男女共同参画社会の構築を進めます。

3点目は、焼津市自治基本条例に基づき、市民生活のさまざまな分野において、市民、事業者及び市がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携する協働によるまちづくりを推進するため、市民との情報の共有化、市民参加の機会を設けます。

2番目、「効率的な行政経営」です。

総合計画を着実に実現していくため、行政評価（PDCAサイクル）により、施策と事務事業の進行管理を行なうとともに、計画と予算が連動する行政経営を推進します。

健全な財政の維持に努めるため、歳出事業の緊急度、優先度を検討するとともに、市税の収納率の向上、受益と負担の適正化など、自主財源の確保に取り組みます。

公共施設の総量の管理・運営費用の合理化、サービス向上の観点から、公共施設マネジメントを推進します。経費の削減や市民サービスの向上が図れるものについて、資金やノウハウなど、民間活力のさらなる活用を推進します。

ICT（情報通信技術）を活用した効率的な行政運営を進めます。

周辺市町と各種業務、都市機能の連携を図り、広域行政の強化を進めることにより、効率的で高度な行政経営を図ります。

市民目線で考え、行動できる職員を育成します。

多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するための組織づくりを行ないます。

3番目「情報の共有化・情報発信の充実」です。

市民との情報の共有化を進めるため、市政情報の積極的な発信とわかりやすい広報活動に取り組みます。また、市民ニーズを適確に把握し、市政に反映するなど、広報と広聴の連携を図ります。

定住・移住人口の増大、観光客などによる交流人口の増大、多彩な地域資源の魅力の発信及び企業誘致による雇用の創出を図るため、市内外に向けたシティーセールスを強化します。

現段階では、こういったまちづくりの全体の考え方は、主には事務局でまとめたものとなっております。くどいようですが、基本計画「焼津未来共創プラン2018」について

は、今庁内で検討を始めているところですので、次回の審議会では、その「焼津未来共創プラン2018」の全容を皆さんにお知らせすることができるのではないかと考えております。

また、その23の施策の目指す姿ということで、資料2-3に、施策名、それから目指す姿の対象と意図の関係。現時点ではこういう考え方で、その施策の目指す姿を整理しています。こちらも現在、施策名がこれでいいのだろうか、あるいは目指す姿がこれでいいのだろうかということを、庁内で検討しておりますので、こちらについてはまだまだ見直しの余地があると考えているものでございます。

以上が、現段階における、この新しい総合計画の素案の考え方、基本的な方向です。

会長、よろしく申し上げます。

○会長 はい、ありがとうございます。

今お手元にあります資料2-1は、後で回収になりますが、この素案の構成が3編構成になっておりまして、第1編が総論ということになります。それが1章から6章までの章立てになっておりまして、とりわけ6章の部分ですね。「社会情勢の変化とまちづくりの課題」。このあたりの情勢認識といいたいまいしょうか、状況認識というのがきちっとまとまっていて、それが、23ページにある将来都市像のところとうまくつながるかどうかといった整合性のチェックを主にさせていただくということになります。

それから第2編のほうは、これまで審議会委員の皆様といろいろと検討してまいりました、基本構想にかかわる部分ということになります。

そして第3編が、その基本構想を実現するための、政策・施策ということで、いわゆる基本計画に相当する部分になるわけですけれども、このあたりにつきましては、庁内のほうでも作業を進めておられるということになりますので、きょうのところは、この部分は検討の対象とはなりません。

2編につきましても、既にもうご検討いただいているということになりますので、きょうは、主にこの第1編の総論の部分につきまして、基本的な考え方であるとか、あるいは方向性について、皆様のほうからご質問やご意見をいただきながら、詰めていきたいと考えております。

それでは、総論の部分。5ページから始まりまして、19ページまでになりますね。そのあたりにつきまして、何か皆様のほうからご意見、ご質問がありましたら、ご自由にお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。

○松永委員 不勉強ですみません。

○会長 いいえ、どうぞ。

○委員 合計特殊出生率というのはどういうものなんでしょうか。

○会長 14ページですね。はい、お願いします。

○委員 たしか15から49歳までの女性が一生のうちに産むお子さんの数の平均ですので、「1.57ショック」というのがあったと思うんですけど、本来なら「2.0幾つないと」という、そういう数のはずです。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 これも前に議論しましたが、人口置換水準と言われているやつで、それが2.07ないと人口が維持できなくて、どんどん減ってしまうということになります。そういうことからしますと、1.54ではもう減る局面に入っちゃっているということですよ。ほかにどうでしょうか。ああ、どうぞ。

○委員 この第3節の人口のところ、ちょっと思ったんですけど、今現在焼津市には、大体3,400人ぐらいの外国人が労働者数として住んでいらっしゃるわけですが、基本計画の中で、「定住・移住人口の増大」という部分がありました。そういうのは、結局外国人は対象にならないということじゃなくて、税金を払っているわけですから、当然定住人口の対象になるわけですね。そうすると、外国人対策みたいな、雇用としての人口の増大じゃなくて、市民の一部として、そういうものもどこかに触れておいたほうがいいんじゃないかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。

そのあたり、どうなんですか。外国人定住者は。はい、どうぞ事務局、お願いします。

○事務局 この人口の移住・定住という形で、今地方創生もあわせて、市のほうでは施策を進めさせていただいておりますが、まずそのメインターゲットといいますのは、国のほうの施策もそうなんです、首都圏からの人口移動という形で移住・定住を進めさせていただいているところでございます。委員のご指摘のとおり、やはり焼津市の場合は、3,000人強の外国人が働きに来ていただいているという実情もございまして、これからグローバル化が進む中で、その辺の交流も進んでくるという形で考えております。

ただ、今まだ具体的に、外国人の方を移住・定住させるという施策は、焼津市では、進めていないところですが、その辺につきましても、移住・定住という形で出てきまし

て、日本の社会になじんでいただくというようなところで、おもてなしといいますか、そういった体制も整えてございます。まずは、東京オリンピック・パラリンピックを踏まえて、外国人の方がたくさん日本を訪れてくださって、焼津にも来てくださるという形で進めておりますので、そういったおもてなし体制、それから移住・定住を進める上で、生活ガイドブックであったりとか、外国語表記であったりとか、そういったところもあわせて進めております。その辺は、今度の6次総合計画の具体的な事務事業で出てくるかと思いますが、そういった形で進めているところだということでご理解いただきたいと思えます。

○**会長** じゃ、この数字の中には、外国人は全く入ってない？入ってます？

○**事務局** 人口は入っています。

○**会長** ああ、入っていますか。

じゃ、例えば出生率なんかの問題でも、外国人は入っています？比較的ね、外国人の、とりわけ南米系の方々とか、フィリピンもそうなんだろうけど、出生率高いんですよ、日本人よりも、多分。

はい、どうぞ。

○**事務局** 会長がおっしゃったとおりで、現状焼津市でも外国人の方が住まれていて、生まれる子どもの数は増えています。外国人は日本人よりも出生率が高いという現状はあると思います。その対策として、日本語の教室ということも、市として取り組んでいます。

○**会長** 人口のほうは入っていて、合計特殊出生率に反映されているかいけないかということ言えば。

○**事務局** すみません。これは一度確認をします。

○**会長** ただ、委員ご指摘のように、戦略的に位置づけるって、すごく大事なことかなと思うんですけどね。ただ交流人口だけじゃなくて、定住していただいている方が3,400人ですか、いらっしゃる。それが、税金もお支払いいただいているわけだし、しかも出生率にも結構貢献していただけるのであれば、若い人たちが増えるということにもなりますし、非常に面白いことになるんじゃないかと思うんですけども。

はい、ありがとうございます。

○**委員** 会長、追加でいいですか。

○**会長** はい、どうぞ。

○委員 今私、外国人児童の支援員を、学習と、それから生活指導を大井川中学でやっています。その中で特に気づくのは、フィリピンの家族がすごく増えていて、そのフィリピンの家族の構成人数は多いんですね。日本の今の1.5なんていうようなものじゃなくて、1家族が大体10人から12人ぐらいいらっしゃる。だから、何かそういった対策って、きちっとやっとなないと、これから大きな問題になりかねない。ですから、まずはそうした調査をきちっとやらないと対策がとれないんじゃないかと感じられます。

○会長 そうですね。

これは余談なんですけれども、フードバンクのことをやっているものですから、例えば浜松なんかでも、ブラジル系の方々のことがちょっと話題になるんですけれども、彼らはやっぱり貧しい——今委員がおっしゃったように、家族が結構いるので、例えば学用品が足りないとか、それから食料が足りないとか、そういう話って結構来るんですね。どうしても外国人の方々の世帯収入というのは日本人に比べると若干少ないと思いますので、その中でお子さんを育てるということになってきますから、今後生活保護になるということも出てくる可能性はあるわけで、そういう対策というのは、これから考えていかなきゃいけないと思うんですね。

はい、どうぞ。

○事務局 ちょっと情報のつなぎになるんですけど、今会長が言われたような取り組みを、市というか、民間の市民団体の方が実際にやっている現状がありまして、古くなったとか、着られなくなった学生服とかセーラー服ですかね。そういうのを市民の方が集めて、それを外国人の方に、もし合えば提供するという、そういう活動が少しずつ市内でも広がってきていますので、そういう視点はまた総合計画の中では検討したいと考えています。

○会長 ただ、外国人の方が持っている文化的なポテンシャルというのはすごく大きくて、どちらかというと、そういう方々が、ある程度まとまって集住するというケースが結構あるじゃないですか。焼津でもそういう傾向ってあるんですかね。どこか、ある団地に、そういう方々が中心になって結構住んでいらっしゃる。そうすると、そこで母国の文化というのがある程度開化してくるわけで、その部分で日本人の方々と折り合いがつかないみたいな。多分委員なんかは、そういうお話を聞かれるのかもしれないですけど、そういう問題が多分出てくる。でも、それを乗り越えないと、共生という話には進んでいかないわけですよ。外国人の方々が、逆にその文化を焼津に埋め込んでいた

だけると、非常に面白い多様性というのが生まれてくる可能性はあるわけですね。

だから、将来都市像のところではちょっと出てきますけれども、「やさしさ 愛しさ」とか「いいもの」というものの中にも、外国人の方のファクターというのが入ってくる可能性はあるということは、ぜひ視野に入れておいたほうがいいのかと感じますね。

はい。どうぞ、事務局。

○事務局 ただいまご指摘を受けましたとおり、サービスの対象として、外国人の皆さんを受け入れるにはどうしたらいいかというのは、焼津の場合は、委員ご指摘のとおり、働きに来ている人が昔から多い町ですので、少しずつ対応してきているんですけども、今度は一緒に、いわゆる社会を、焼津という地域をつくっていくパートナーとしての外国人の皆さんという意識が、今までは少し足りなかったかもしれませんので、この後いろいろ検討していく中で、サービスの対象ということじゃなくて、一緒に社会を構成する1つのファクターとして、外国人の皆さんをどういうふうに位置づけるかということも検討してですね、6次というと、この後、8年間という基本的なスパンを設けようとしていますので、当然その中では出てくるでしょうし、それより長いスパンでいいますと、当然、人口の中へ入り込んでくる人たちがたくさんいるはずですので、その辺の意識をどこへ持っていくかということも内部的に詰めていきます。

○会長 はい、お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、委員。

○委員 今回6次ということで、5次と比較で見ていたんですけども、今回将来像を策定する中で、前回と違ったところが、焼津市の位置とか地勢とか歴史に触れてというのは、将来を見据えて、「昔はこうだったけど、これからこうしていきたい」ということで、すごくいいのかなと思いました。

それと、もう1個思ったのが、人口の部分なんですけれども、人口が確かに減っているというのは、社会情勢としてあるにはあるんですけども、それが要因の1つかと思っていたので、ここが前面に出ていまして、それに連なって、この8つがくっついているものですから、全部この人口の減少、これで全部ぱっきり切れないのかなと1つ思ったのと、24ページに、「将来人口がこれだけ増えますよ」「目標ですよ」と書いてあるので、人口が増えれば、8つが全部解決しちゃうようにも読み取れなくもないなと思ったものですから、ここだけで社会情勢を捉えちゃって、それを課題につなげちゃってどうなのかなというのを少し思ったところなんですけれども。確かに大きな要因とは思

んですが。

○会長 どうぞ、事務局。

○事務局 皆さんご存じのとおり、結局こういう1.5とかという出生率の中で推移をしているものですから、例えば私の同級生の数と、今年生まれている子どもの数という、もう半分近くまで減っているような状況なんですよ。だから、そういうものが1年に1歳ずつ年をとっていくということを、我々はずっとその中で生きていかなきゃならないですから、これから例えば10年間、我々のもう少し先輩たちのところにすごく大きな膨らみがあるわけですけども、その人たちが若かったころどうだったかという、学校をたくさん広げたり、大学が一遍にできたり、その人たちが就職するとなれば一生懸命雇用の場所を設けたりという中で、社会がどんどん影響を受けていくわけですけども、やっぱり同じように、今この局面は、全部人口減少のところでスイッチが入ってくると。労働力の減少というのも同じですし、それによって、今度はサービスを受けるほうの市民も、例えば今でいうと、「タクシーの運転手さんのなり手がなくなりましたよ」という現象がもしあったとすると、そのサービスを受けなきゃならないお年寄りの皆さんが大変になってくるわけですね。移動手段がなくなってくると。

そういったことで、今我々が、この次の総合計画を見ていくときの最初のスイッチをどこに見るかというのは、やっぱり人口減少による社会環境の変化というところに視点を置いているのは、もう事実ですね。そこのところにとりあえずは対応しなきゃならない事実が、近未来的にはありますので、今委員のおっしゃったとおり、それだけということではないです。これは、例えば環境問題という、また別の視点も当然ありますけれども、我々のこの小さい焼津市というくくりの中では、全体としての人口の減少、それから年齢構成の変化ですね。これによりまして、社会の状況がかなり変わってくるといふことで、そこのところへ視点を置いて、6次をつくり立てしているということですね。

○会長 委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

○委員 会長、いいですか。

○会長 どうぞ、委員。

○委員 委員の意見というのは、要するに、全体の総人口の減少というよりも、この15歳から64歳の生産年齢人口がどんどん減っていくと。要するに、一番稼ぎ頭が減っていくと。それが非常に将来大きな危惧になるんじゃないかと。総人口が減っていく分には、まだ許せるというか。ただ、そこの15歳から一番働き手の64歳までが減るのが困るんじ

ゃないかという。「そこに何か対策がない」という意味ではなかったかなと僕は思ったんですね。

○会長 結局、8年の中で、その部分が着実に増えるということは、逆に言うと、それよりも年少の世代も増えていかないと、その状況、トレンドというのは、永遠というか、長く続かないということになりますので、当然出生率が上がらないと、先行きに大きな未来というんでしょうかね。そういうものが確保できないということになるんだらうなと思うんですね。亡くなる方が多くなっていくというのは、もうこれは高齢化が進むから当然そうなるわけですけども、いずれにしても、今委員がおっしゃいましたように、ちょうどコアの部分ですよ。15歳から64歳ぐらいまでの、その部分のところが大きく膨らんでいかないと、非常に人手不足が起きてきて、それが地域経済に大きな影響力を及ぼしてしまうということなんだろうと思うんですよね。だから、その部分のボリュームをできるだけ大きくしていくためには、8年の中でどういうことができるのかという手がかりを見つけていくというのも、この総合計画の重要な位置づけではないかと思います。

ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。委員。

○委員 現在人口減少と、それから少子高齢化ということで、私の地域も非常に空き家が多くなってきているんですね。空き家については、住民の皆さんも非常にポイントがありまして、そのまま置きますと、火災にもつながる。安心・安全にも問題があるんじゃないかということで、「空き家を何とかしてもらえないか」という、そんな話もあるんですね。安心・安全からすると、やっぱりいつまでも空き家にしておくというのも1つの大きなデメリットになる。

それともう1つは、空き家を何とか活用して、これは具体的というか、できるできないは別としまして、それを改築するのに、補助をいただいて改築し、それをよその市の方が、こっちへ安い家賃で借りることができるということで、そういうところに住んでいただければ、人口も多少増える傾向にもなるのかなと。実際、今空き家がどのぐらい焼津市全体で各地域にあるかという、その辺の実態もお聞きしたいということでございますが、そういう意味で、空き家をうまく活用できる方法も、これから課題としては大きいポイントじゃないかと感じております。

○会長 はい、ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおりですよ。今も増えてはいますけれども。

何かありますか。じゃ、事務局、どうぞ。

○事務局 空き家の動向の現状ですけど、まず平成15年度時点では、住宅の総数が4万2,170に対して、空き家の総数が3,430、空き家率が8.1%だったのが、平成25年度におきましては、住宅総数5万5,530、空き家の総数6,550、空き家率が11.8%に上昇しています。これは県の平均、それから全国の平均よりは下回っています。

ちなみに、お隣の藤枝市さんと比較すると、若干焼津市のほうが空き家率が高いというデータが出ています。

以上です。

○会長 どうぞ、事務局。

○事務局 補足で、空き家対策という形で、市の取り組みでございしますが、空き家対策の協議会を設置いたしまして、まず現状調査をしているところでございます。

そういった中で、空き家も2種類ございまして、老朽空き家と、まだ利活用ができる空き家という形で、老朽空き家につきましては、法改正がなされまして、撤去勧告とかそういったところができるようになりまして、安心・安全という意味で、そういう対応がとられることとなりました。

ただ、利用できる空き家の活用という意味で、そちらにつきまして、やはり2種類ございまして、不動産情報に出ている空き家は、それはいいと思うんですが、不動産情報に出ない空き家の掘り起こしと申しますか、まだ皆さん、ご両親が亡くなられて、ほかの地域に出られて空き家になっているところが、そのまま置いていかれているお宅が多くてですね、そういった空き家の掘り起こしと申しますか、そういったところの利活用をどうするかといったところを調査して、何とか活用できるようなところへ持っていく、マッチング制度と申しますか、そういったところもやはりこれから取り組んでいかなければならないという形で、今その方策を市のほうで立てているところでございます。そういったところで、不動産業界と連携しまして、空き家バンク等の活用という形でできればと考えております。

○会長 はい、ありがとうございます。

じゃ、委員、どうぞ。

○委員 ちょっと細々、幾つかなんですけど、1番が、全体の流れとして考えたときに、6章の課題認識、8つ挙げられているんですが、次の段階で政策として出されている4つの柱の部分の、特に「共に支え合い健やかに暮らせるまちづくり」の中が、「お互い

支え合います」という話で、あと市民活動の活発とか協働かなと思うと、ここには特にそれらの言及がなかったり、医療の関連のものが、課題認識としてまとまったものが拾い出せなかったりというところがあるので、そこのところの課題認識の整理のところ、その視点でのまとめが欲しいのではないのかなという、大きな視点ではそこのところが気になりました。

それと、同じように一貫性の中で、高度情報化社会の進展って、これは余りに急激で、なかなかついていくのは大変なんですけれども、今後におけるかなり大きな要素になって、産業的な側面もそうですし、もろもろのところの側面もあると思うんですけれども、これを次の段階の、政策はこれからだと思うんですけれども、どう次のところにつなげていくのか。この課題認識がどう次につながっていくのかなというのが、この文章では、見えにくい部分があると思いますので、次に検討されるときに、ぜひその辺がきちっと主軸として見えてくるような方向が出されるといいのではないのかと感じたのが2点目。

3点目が、防災とか安全のところ、一応地震・津波対策の中で入っているのかなとは思ったんですけれども、焼津は海岸が長いこともあるので、国土保全的な視点での課題認識ですとか、本当に力強い国土というか、焼津の地域ということでの国土保全的な視点というのは、これはご検討いただければいいです。海岸保全とか、そういったところの指摘は欲しいような気もしましたので、ちょっとご検討くださいというところです。

それとあと、効率的な行政運営のときに、政策の最後のほうでは広域連携の話の言及があったんですけれども、課題認識の中では広域連携の話が入ってないので、そのあたりも言及されるといいのではないのかと思いました。

以上です。

○会長 今4点ほどありましたけど、どうですか、何か。はい、どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。検討させていただきます。

○会長 ほかに。ああ、どうぞ。はい、事務局。

○事務局 ありがとうございます。

今の課題のところから、次の段階の施策でどう受けるかというほうへ流れていくわけなんですけれども、今委員がご指摘の点については、そのつながりを意識できるような形がいいと思います。

1つは、国土保全というようなレベルになってきますと、どうしても国の役割に大き

くゆだねられますので、その中で市がどういう役割をしていくのかというような視点で、やっぱり市が受けなきゃいけない部分もありますので、そこをどういうふうに表現するかというようなことになると思います。

それから、高度情報化社会というのは、人口が減ってくる中で、どうしてもそこに頼らなければならない部分が、I o TにしろA Iにしろ、出てきますので、それは1個の手法として出てくると思います。

そのほか、関連について意識するような形で、検討してまいります。よろしくお願ひします。

○委員 ちょっとつけ加えるのであれば、広域連携とともに、国、県、市との関係において、きちんとした連携のもとに物事を進めていくという、要は、そういった「市は、市は」というところは入っていて、市民との連携というところは入っているんですけど、国土保全的な視点だと、おっしゃるとおり、国とか県とかの連携とかという、あるいは広域的な連携とかという、焼津市がほかと連携する部分というところも、書き込みをお願いしたいというのが本音のところですよ。

○会長 はい、どうぞ。

○事務局 ご指摘ありがとうございました。

広域連携につきましては、焼津市は積極的にやっております、中部5市2町の連携中枢都市圏、それから志太3市の連携という形、それから県の総合計画の枠組みの中でもやっております。

そういった中で、今まで各施策で、役割分担であるとかそういったところで書き込みもしてございますので、これからお示しする各施策という中で、現状、課題、取り組み方針、それから国、県、市の役割分担という形で、国土保全の関係も、出てくるとしたら災害のほうの施策だと思うんですが、そういったところで、各施策で書き出しが出てくると考えておりますので、この大きい枠組みの課題の中で、そこから流れてくるような検討をさせていただきます。

○委員 これのときに、ちょっとそこが気になるところがあるので、国土利用計画のときにあるものですから、ちょっと前振りです。

○会長 はい、ありがとうございます。

ほかにありますか。どうぞ、委員。

○委員 16ページからのまちづくりの課題の部分なんですけれども、2点ほどありまし

て、まず1つが、将来都市像で水産文化都市ということ掲げているので、もう少し水産業とか水産に関する課題が明確になってもいいかなと思いました。地域産業ですとか地域資源というところにも少し含まれているのかもしれませんが、その辺が焼津らしさだと思うので、その辺が強調されるといいと感じたのと、あと、17ページの3の「地域資源の市内外への発信」という項目で、発信もすごく課題だとは思いますが、やっぱり発信に加えて、しっかり今ある文化とか地域資源を保全して磨き上げていくということが重要だと思うので、これはタイトルのつけ方を直せばいいのかもしれませんが、中身にはそういったことも書いてあるので、その辺を少し修正していただいたほうがわかりやすいと思いました。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 これは質問なんですけど、18ページの「高度情報化社会の進展」の下のほうの欄に、下から4行目のところに「電子市役所の実現」というのがありますが、この電子市役所というのは、どういう内容でおっしゃっているのか。要するに、どこまで電子市役所がこういった情報化の対象になるのか。どういう業務が電子化されるのか。それを教えていただきたいと。

○会長 じゃ、お願いします。

○事務局 現状の取り組みとしましては、ホームページの中に、各課ごとにいろんな情報を出しているんですけど、例えば様式をそこからダウンロードできる、そういった取り組みをやっています。あとは、印鑑証明とかそういったことも、コンビニ交付とか、いろいろなことでつながっている取り組みがあります。今後については、まだ具体的にどうしていくということはなかなか検討はされてない部分があるんですけど、恐らく、IoT技術とかAIといったことを視野に入れながら、人口減少、少子高齢化に向けた1つの対策の手法として、そういった技術を活用していく必要があると思います。現状としては、そんなには画期的なものというものは無いというところなんです。

○委員 僕も、画期的なものがないのに、何で「電子市役所」って、そういう具体的な言葉が出てくるのかなと思ったんです。

○会長 どうぞ、事務局。

○事務局 委員のおっしゃったとおり、長い時間かけて少しずつそういうことをやっているわけですが、ここへ電子市役所という表現をしたのはですね、若い人を含めて、対応できる人たちが増えてきますので、役所へ来なくても済む手続については、インターネットの接続の中で最後まで完結することができるというところ辺はもう目指しています。国のほうもそういう、いわゆる電子自治体事務みたいな言い方をするんですけども、目指していますので、うちのほうでも。

ただし、これには問題がありまして、当然それが使えない人のサービスをどうするかというのが裏側にはついてくるわけで、それはこれからの課題と思っています。

これは、様式のダウンロードみたいな一番シンプルなところから始まって、今マイナンバーを使った手続のようなものまで、いわゆる税金の電子申告というようなことまで来ていますし、うちのところでも、近所のコンビニで普通に住民票が取れるというところまで来ましたので、今目指しているところは、いろんな公的な手続を市役所へ来なくてもできるレベルまで持っていくというのが第一ステップと思っています。

○会長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 わかりました。また楽しみに。

○委員 すみません。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 そこまで行けるかどうか、ご検討いただきたいんですけど、今いろんなデータのオープンデータ化とあって、静岡県とか、静岡市も大分頑張っているし、いろんなところで頑張っているし、いろいろな行政ですとか関連した情報を、広く一般にオープンデータ化することで、それを活用する手法を民間が頑張っているという、その流れもあるかと思えます。なので、そのあたりはそのぐらいのものなのかなと思っていたものですから、もしご検討いただけるなら、前のめりでそのあたりもご検討いただくと、具体的な施策のほうになるのかなと思うんですけど、民間の取り組みを促すための情報のオープン化みたいなものも、ぜひイメージしていただければと思います。

○会長 はい、どうぞ、事務局。

○事務局 先ほどの流れの中で、市役所ができることに限界があるという時代になりましたので、委員のおっしゃったとおり、市役所が持っているいろんな有効なデータをオー

ブンにすることによって、それを使ったサービス、全国ではビッグデータという言い方をしていますけれども、これをやっぱり民間の皆さんに活用していただく。うちの市役所も当然そっちを目指すんですけども、そのためには、使えるようなデータとして市役所自体がデータを取っていないと使えないという、そういう現実もありますので、その辺を意識したデータの使い方、あるいは入力の方法というのでも意識し始めておりますので、これから我々が使うデータは、将来どんどんオープンになっていくと思っています。もちろん今もオープンされているデータも若干あるんですけども、古いやつがちよっと、入れ直しもしてないので、今使えるような状態にはなっていないのかもしれないですけども、この先はオープンデータ化というのがいわゆるスタンダードと考えております。

○**会長** 委員のお話で、ちょっと敷衍しますけど、Code for Japanというのがあって、多分そうでしょうか？県内ではCode for Numazuというのがやっているんですよ。要するに、データを、民間のNPO法人なんかが中心になって、それをどういうふうにすれば地域的な課題解決に結びつけることができるのかという、いろんな、何ていうんでしょうかね。ハッカソンみたいなことをやるんですよ。そういう流れが日本の中で起こり始めているんですよ。

実は静岡県庁も、情報政策課のほうで、今年、オープンデータ化とその活用方法についてのコンテストをやったんですね。ちょうどそれが6月ぐらいにやって、私も委員を頼まれてやったんですが、結構面白いのが出てきていまして、それを特に、この19ページの7番目の「市民活動の活発化と協働の推進」というところがあるんですけど、それと行政の情報がうまく結びつくと、何か新しい話が焼津でも起こるんじゃないかと思えますけれども。Code for JapanのWebサイトを開いていただくと、面白い情報が入っていますので、見ていただけたらと思います。

○**委員** 若い人に魅力のある側面なので、それをしっかり取り組んでいるというのはイメージ的にもいいと思いますし、ちょっと冗談半分ですけど、「オープンデータでみんなに公開しています」といってPDFで出てくると、若い人は相当のがっかり感があるらしいので。「加工できないようなデータでオープンされても」というか。だから、電子市役所の実現というのは、要はそういうところの基盤をしっかりとつくっていかないと、それは言われましたので。

○**会長** じゃ、もう1つ資料として配られております国土利用計画について……

○委員 すみません。次へ移る前に。

○会長 ああ、どうぞ。

○委員 申しわけありません。

こういう計画が出てくると、課題。「じゃ、それを解決するために」という、その話が中心になっていくのは当然なんだろうと思うんですが、第5次までの焼津市の成果というのを、こういう中へどう盛り込んでいくのかというか、私はそこも大事にしてほしいと思います。

○会長 じゃ、どうぞ。

○事務局 現行の第5次総合計画につきましても、この検討を始める前に、何ができて何ができなかったかという検証を庁内でしました。その結果につきましても、47名の市民会議の皆さんと共有させていただいた上で「新しい総合計画に向かっていきましょう」ということをやったんですけど、できたこと、できなかったことを、この総合計画にまとめようとする、相当のボリュームなんですね。その辺の触れ方も、もう一度検討はしたいと思います。現状としては、その振り返りは膨大な資料なので、そこを工夫ができる余地があるのかということは、もう一度検証させていただきます。

○会長 まさに委員ご指摘の点は、こういう計画を立てるときの前提としては避けられないことだと思いますので、それを踏まえてのということで、ご理解いただければと思います。

○委員 なぜそう思うかという、こういうのを見ると、ほかの市もそうですが、その成果がというか、今まで「ここの焼津市って、すてきじゃない？」といったところが見えないところがあって、「自慢できるところ、あるんじゃないの？」というようなところも、やはり一般からすると思うことがあったので、行政としては、やはり「課題解決をこれだけやったよ」というところを出していくのが当たり前だとは思いましたが、あえて一般市民としては、そういうよさみたいなものもどこかで、どういう形かわかりませんが、触れていただければありがたいなって。きょうの出た話の中にも、今までの成果を踏まえたものもあったように思いましたので、検討してください。

○会長 はい、ありがとうございました。

それじゃ、申しわけありませんけれども、次の議題のほうですね。もう1つの第4次国土利用計画策定状況の中間報告をお願いしたいと思います。

○事務局 資料につきましては、1枚紙のもので概要をまとめているものと、きれいな紙

のものとなります。

まず、概要的な話だけさせていただいて、今策定案として素案ができておりますので、その概要だけ簡単にご説明させていただきます。

まず1枚紙のほうですが、3番をごらんいただきたいと思います。

今回の第4次国土利用計画と、それから現行の第3次国土利用計画の主な変更点というところで、3点そこにまとめてあります。

1点目。平成22年に第3次国土利用計画を策定しましたが、そこから大分時間も経っておりますので、その時間経過による基礎データの更新をさせていただいております。

それから2点目が、これはおおむね10年先を見据えた国土利用計画になりますので、具体的に10年向こうを見据えて、熟度の高い土地利用の計画の可能性があるところを、ゾーニングあるいはエリア化で、色塗り、枠組みをさせていただいているところで変更しております。

あとは、それ以外の個別計画がございますので、個別計画との整合調整をとったということが異なっております。

具体的には、2番目が非常に大きな改正点となりますので、そこを中心にご説明させていただきます。

まず、検討案のほう。きれいな薄い紙のほうですね。そちらをごらんいただきたいと思います。

2枚ほどめくっていただきますと目次が出てきます。目次の太枠の第1章、第2章、第3章。これが国土法といった法律の政令に書いてあるものでございまして、その政令では、この3点についてはまとめなさいということが決められています。土地利用に関する基本構想。それから利用区分別——利用区分別というのは、どちらかというところとエリアや地目別ですね。そういったような関係の規模の目標。それから目標を達成するための必要な措置ということでございます。

まず1ページ目ですけど、1ページ目には、先ほど総合計画でもまとめたような感じで、位置と地勢、それから計画の背景ということで簡単にまとめてありますので、こちらについては、資料をお渡ししますので、持ち帰っていただいて目を通していただきたいと思います。

めくっていただきまして、2ページ目をごらんください。

「土地利用の基本方針」です。全部で5つの方針をここで掲げています。

1点目が、「自然環境を保全し、ふれあいとやすらぎのある土地利用」ということ
でございます。これは、焼津市の美しい景観を保全あるいは調整して、安らぎのある自然
環境を生かした土地利用を進めるといった方向です。

それから2点目が、「災害に強く安全安心の土地利用」ということ
でございます。風水害や地震などの自然災害に対する安全性を高める土地利用を進めると
いった方針のものです。

それから3点目です。「生活利便性を高め、快適に暮らせる土地利用」ということ
でございます。良質な住宅地の形成、それから都市機能の集約を誘導する土地利用を進め
るとともに、多様な交通環境を形成し、生活利便性を高めた快適に暮らせる土地利用を
進めるといった方針です。

4点目が、「地域産業振興を推進する土地利用」ということ
でございます。焼津市の
いろいろな玄関口を生かして、焼津市の地域資源を生かした地域産業に資するための土地
利用を進めるということ
でございます。

最後に、「地域の特性を活かした土地利用」ということ
で、自然環境、景観、歴史、
文化などの特色を踏まえました個性的な土地利用を進めると。5つの方針に基づいて土
地利用を推進していくということ
でございます。

それ以外に、3ページ目以降ですが、「利用区分別の土地利用の基本方針」として、
これは地目ごとにその方向性がまとめてあります。

3ページには、農地、それから森林。基本的には、田園とか畑、こういったものがあ
りますが、こういったものを保全していくといった方向が、農地あるいは森林に関して
はまとめてあります。

それから、4ページ目をごらんください。

4ページ目は、河川とか農業用水路、あるいは道路ということ
でございます。5ペー
ジ目の右の上までがそうなんですけど、基本的には安心・安全といった考えのもとで、
道路、それから河川について土地利用を進めるということ
でございます。

5ページの中段から、宅地については、良質な宅地を提供していくといった土地利
用の方向が書いてあります。

それから、工業用地については、玄関口である、インターチェンジ、港を生かした土
地利用を進めるといったことがまとめられています。

6ページをごらんください。

「その他の宅地」ということになりますけど、これは主に商業地ですね。中心市街地の関係の土地利用の方向性ということでまとめています。

それ以外にも、漁港・港湾、それから公園、海岸、歴史文化遺産ということで、その地目ごとあるいは特色的なものとしての土地利用の方向性を、この3ページから6ページにかけてまとめています。

ここまでが、基本的に地目関係。地目ごとの土地利用の方向性でまとめてあります。それから、7ページ目となります。

7ページは、より具体的なエリアごとの土地利用の基本方針ということでございますが、ここの基本的な方向としては、全部で6つございます。市街地、工業、流通業務、田園、それから緑の自然、港の活用ということでございます。

こちらについては、この文言よりも、最後のページ、20ページをごらんいただきたいと思えます。

20ページに、参考図として「土地利用構想図（案）」ということで、色が塗られている、焼津市域がイメージできるような構想図がついております。ここで、今説明しています、市街地、工業、流通業務、田園、それから港の利活用、緑の自然といった、そのエリアごとに、どのように土地利用を進めるのかといった考えがまとめられています。

資料戻っていただきまして、8ページをごらんください。

8ページにつきましては、この利用区分ごと、いわゆる地目ごとの目標をまとめています。

特に9ページのところでは、今後10年を見通して、開発あるいは転用といったものが進んでいきますので、基本的には農地あるいは河川・水路というのが減少する中で、宅地が増えていくという目標としております。

続きまして、10ページ目をごらんください。

この目標を達成するために必要な措置の方向でございます。全部で5点ございます。

1点目が「土地利用に関する法律等の適正な運用の諸計画との連携」。それから2点目が「良好な環境、景観の保全・創出」ということでございます。3点目が「安全な暮らしの確保」。4点目が「快適な暮らしの確保」。5点目が「土地利用の転換の適正化」ということでございます。

この中で、後ほど説明いたしますが、大井川のスマートインターチェンジ周辺の土地利用という方向性の中で、向こう10年を見据えて、具体的な計画を持っておりますので、

そういった方向に関しては、この5点目の「土地利用の転換の適正化」ということで大枠的に書かれています。

それ以外の、1から4につきましては、現行の国土利用計画とはそんなに大きな方向的な違いはございません。

それから、12ページ以降です。いわゆる地目ごとの措置の方向でございます。

こちらについては、農地、森林、河川・水路、道路、宅地、工業用地。それから14ページ目以降は、その他の宅地、その他ということで、先ほど簡単にご紹介した利用区分別ごとの土地利用の方向に対する具体的な措置の考えをまとめてあります。

ここでも具体的に方向性として見直ししたのは、やはりインターチェンジですね。インターチェンジの活用ということで、その方向としては農地が影響しますので、そこら辺に触れております。

それから、13ページの下の方の工業用地、あるいは14ページの商業業務地ということで、スマートインターチェンジの活用において、商業施設などの産業振興を図るといった方向を書き加えております。

16ページをごらんください。

16ページは、先ほどの具体的なエリアの措置となります。

こちらについても、主にはやっぱりインターチェンジの方向性のところで、工業エリア、流通業務。それから18ページ②になりますが、「新たな産業創出ゾーン」ということで、インターチェンジの関係。それから「新たなにぎわいとふれあい創出ゾーン」でスマートインターチェンジの関係。これらを記載させていただいております。

こういった方向性の中で、最後、20ページをごらんいただきたいと思っております。

第3次の国土利用計画から大きく見直しをした点は、ちょうどこの絵の下の辺りですね。大井川がございますが、その川の少し上のほうに、細長くピンクで塗られている部分ですが、ここが大井川のスマートインターチェンジ周辺を生かした新たなにぎわいの創出エリアということで、これまでここには色塗りがされておりましたが、向こう10年を見据えて開発計画を、市としても進めていくという方向にありますので、そこが第3次から大きく見直しをさせていただいたという点でございます。

それから、さらにこの付近で、ゾーニングとして「新たなにぎわいとふれあい創出ゾーン」ということで、点線っぽくなって囲ってある、ひょうたんのような感じの囲いがございますが、こちらについても、インター、それから旧の大井川庁舎周辺に、市長の

ダイヤモンド構想にあります健康ゾーンがございますので、そういった、今後市として土地利用を検討していきたいゾーンとして、これを位置づけさせていただいております。

それ以外のところにつきましては、第3次国土利用計画とはそんなに大きな方向の転換はさせていただいておりません。主にはこのインターの関係のものが大きな見直し点とさせていただいております。

こちらの資料につきましては、委員の皆様にお持ち帰りをいただいて、次回の審議会の中で、何かご指摘、ご意見があればお寄せいただければと考えております。

現時点ではこういった方向性の中で検討しているという状況だけ報告をさせていただきました。

○**会長** はい、ありがとうございます。

今、事務局のほうからご説明がありましたけれども、昨年度、現況調査。いわゆる基礎調査と言われているものを行なって、その結果を踏まえた中で、国土利用計画の素案について検討中であるということなんですけれども、何か現段階のご説明で、ご質問等がありましたら。

○**委員** 県の国土利用の計画が、宅地増ゼロなんですよね。その中で、焼津市がこれだけの宅地を増やすということは、自分たちの思いとか実際ポテンシャルがあるということで、宅地増ということで計画をしても、県全体との計画の整合の中で、その調整が相当程度必要になってくると思うので、その辺りをきちっと調整して、この思いが実現できるように進めていただきたいと思います。

端的に言うと、県の国土利用の審議会の委員をやっていて、農地は減らさない。宅地を増やすにしても工業用地を増やすという方向性は出ていたんですけども、一般の市街地、住宅地を増やすという方向性は、人口が減っている、空き家が増えている、そういう状況の中において、宅地を増やしていくことというのは、相当の論拠がないと難しい部分が出てくると思いますので、ぜひその辺りは県にどうこうというよりも、市民の皆様にも説明が必要な話だと思いますので、ぜひそこをきちっと整理されて、この数字が出てきているというところを示していただきたと思います。

それと、地方の自立とか地域の自立とかと言いながらも、県とか総枠の中での制約というのは相当強いものがありますので、自分たちの思いを実現するためには、やはりその辺りの調整を緊密にさせていただいて、実現化するようなやり方をしていただければと思います。

○会長 じゃ、どうぞ、事務局。

○事務局 今委員からご指摘いただいたとおりで、人口減少、それから少子高齢化が進行する中で、国土として宅地を増やすということは、基本的にはそういう向きじゃないんですよね。そういう中で、今焼津市で、この市街地というエリアを増やすという方向性の中では、昨年度から、県とも緊密な前もった調整はしてきております。

そうした中で、住宅地を増やすという考えではなくて、どっちかというところ、雇用やにぎわいを生み出すという切り口で調整をしているところでありまして、今委員からもご指摘いただいたとおり、確かにハードルは高いですが、この焼津市が、今後さらに発展、成長するためには、何とかこの国土利用計画の位置づけを県にもご理解をいただいて、総合計画を実現できればという思いのもと、調整を緊密にとっているところでありますので、また先生にもご協力いただけるとありがたいと思っています。

○会長 これは7月の中旬に「県照会依頼」って書いてあるから、そのあたりで県と協議を始めると。

○事務局 具体的な協議はこれからです。下協議はずっとやってきてはいるんですけど。

○会長 いずれ県の審議会を通さなきゃいけないということなんでしょうけれども。

ほかに何かありますか。ご質問等ありましたら。

まあ内容が内容だけに、これと、それからこの参考資料等を見比べていただいてということになるかと思しますので、今日のところはとりあえずこれぐらいにさせていただきまして、次回、この内容について、少し皆様のご意見を伺うということにさせていただければと思います。

大分予定の時間に近づいてまいりましたので、本日の審議会は以上とさせていただきたいと思います。進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、事務局のほうへお返ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 会長、委員の皆様、まことにありがとうございました。

また、次回の会議の開催につきましては、この基本計画の案がまとまったところで、また会議の開催を考えております。開催時期につきましては、おおむね8月下旬を予定しております。後日、通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。

何か全体を通して、ご意見とかございましたら。

それでは、ないようですので、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。